

# 北海道福祉サービス第三者評価事業 2024年度評価調査者養成研修会開催要項

- 1. 目的** この研修会は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第10条第1項第1号に規定する評価調査者養成研修として、評価調査者の養成を図ることを目的とします。
- 2. 主催** 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構(北海道)
- 3. 日時** 【1日目】 2024年 9月14日(土) 午前9時30分から午後5時30分まで  
【2日目】 2024年 9月15日(日) 午前9時30分から午後5時30分まで  
【3日目】 2024年10月 1日(火)～10月31日(木)のうちの1日(10:00～17:00) 2日目の演習時に調整  
【4日目】 2024年11月 2日(土) 午前9時30分から午後5時30分まで
- 4. 会場** WEB 会議システム Zoom 活用によるオンライン研修  
分野別現場実習(3日目)は北海道内の実習協力施設で実施
- 5. 受講対象者** 次のいずれかの要件に該当する方(詳しくは別表2を参照)
  - a-1 組織運営管理業務を3年以上経験している者
  - a-2 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者
  - b-1 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者
  - b-2 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者
  - b-3 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者※両方に該当する方は、c(a+b)という資格要件となりますので、申込のc欄にチェックして下さい。
- 6. 受講定員** 80名(受講申込みが定員を超える場合は、受講をお断りする場合があります。)また、新規受講者が9名に満たない場合、演習・実習ができないため研修を中止する場合があります。
- 7. 受講コース** 第2希望まで選択。1コース9名に満たない場合、コースの変更をお願いする場合があります。

受講コース	研 修 内 容
障がいコース	「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、障がい者・児施設関係の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。
保育コース	「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、保育所の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。
高齢者福祉コース	「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、高齢者分野の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。なお、実習は「介護老人福祉施設」のみとなります。
救護コース	「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、救護施設の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。
児童館・放課後児童健全育成コース	「北海道福祉サービス第三者評価実施要綱」第2条に基づき、推進機構がHPに公開している「共通評価基準・内容評価基準」に基づき、児童館及び放課後児童健全育成事業の福祉サービス第三者評価に係る知識・技術を習得します。

※ 現時点で評価調査者の資格を有する方で、新たな専門領域(障がい・保育・高齢者福祉・救護・児童館・放課後児童健全育成)の付加を希望する方は、養成研修の2日目に新たな専門分野を受講してください。また、評価調査者資格を拡大したい方は、1日目を受講することにより、資格の拡大(aまたはbからcへ)が可能となります。

8. 受講料
- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ①初めて受講する方          | 35,000 円(消費税込) |
| ②第1日目または第2日目のみ受講の方 | 10,000 円(消費税込) |
| ③第1日目と第2日目の両日受講の方  | 20,000 円(消費税込) |
- ※ 実習等にかかる交通費等の実費は、各自で負担していただきます。  
※ 自己の都合により必要な全課程を受講できなかった場合でも、受講料は返還しません。

## 9. 受講申込の方法

まず、<https://jinnaisyouten.com/training/>のWEB サイトから事前申込をしてください。

その後以下の流れになります。

### (1) 申込期限(期限までに必着)

**2024年8月16日(金)**

※ 期日までに申込みがない場合は、いかなる理由があっても、受講することはできません。

### (2) 申込方法

①申込書に必要事項を記入の上、②顔写真(カラー・縦 3cm×横 2.5cm)と、③受講資格要件を証明する書類(「勤務証明書」・「資格証」の写し。詳細は別表2を参照のこと)を添付して提出してください。

※ 写真は携帯版評価調査者証に使用します。写真の裏に氏名を必ず記載して下さい。過去に継続研修を受講された方についても写真は必要です(評価調査者証には、「組織運営管理」「福祉医療保健」「総合」の区分、「保育・障がい・高齢・救護・放課後児童クラブ・児童館」の区分を新たに印字します。)

### (3) 受講票について

当機構において受講申込者の受講要件を確認できた方から、順次受講票を送付します。受講票は受講当日に必ず持参して下さい。

また、受講料の納入については、受講票にてお知らせいたします。

## 10. 研修プログラム 研修プログラムは別表1をご参照ください。

## 11. 事前準備

「第三者評価実践マニュアル改定新版(全 139 頁)」については、各自でダウンロードしてお持ち下さい。全国社会福祉協議会のホームページ([http://www.shakyo-hyouka.net/panf/manual\\_kaitei\\_201903.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/manual_kaitei_201903.pdf))よりダウンロードできます。

## 12. 合否の判断

受講者については、評価技能審査試験を実施するとともに、レポートの評価を行います。試験については、講義の内容及び「第三者評価実践マニュアル改定新版」から出題します。10問出題し、6問の正答があれば合格とします。不合格の場合は、1回に限り追試験(2024年12月中、WEBにて)を受験することが可能ですが、その試験にも合格できない場合は、評価調査者となることができません。なお、不合格の場合でも、研修受講料は返却しません。

## 13. 登録及び評価調査員証の交付

前項の評価技能審査試験に合格された方を、評価調査者の資格者として北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構に登録します。また、2025年1月末日ころまでに携帯版評価調査員証(顔写真付)を送付します(修了証書を兼ねます)。

※ 本登録により評価調査者としての活動を保障するものではありません。評価調査者として活動する場合は評価機関に所属や登録あるいは契約する必要があります。

## 14. 個人情報の取り扱い

この研修会の申込者、受講者、修了者に関する個人情報は、当法人の個人情報保護規程に基づき適切に取り扱います。申込に記載された個人情報は、この研修会の運営、連絡、評価調査者一覧の整備(北海道への情報提供含む)等の目的にのみ使用し、他の目的に使用することはありません。また、研修会を円滑に運営し、受講者相互の情報交換を行うことを目的に、受講者の氏名、市町村名、所属名等を記載した名簿を作成し、受講者、講師に提供します。

なお、評価機関への修了者情報の提供については、書面による項目ごとの同意に基づいて行います。この同意の範囲内で、評価機関に情報提供を行います。評価機関は、提供を受けた情報をもとに、評価調査

者としての登録を呼びかける場合があります。

### 15. 申込先、お問い合わせ先

指定養成研修実施機関ふくしのよろずや神内商店合同会社（平日火曜日～木曜日 10:00～16:00）

E-mail:seminar@jinnaisyouten.com HP https://jinnaisyouten.com

〒060-0061 札幌市中央区南1条西6丁目20-1ジヨブキタビル9F

#### <別表1>

#### 2024年度評価調査者養成研修カリキュラム

日	区分	時間	研修科目	講師等
第1日 (9月14日/土)	共通 (基礎的) 研修課程	9:00～9:30	受講者受付	研修事務局
		9:30～9:50	開講式・オリエンテーション	研修事務局
		9:50～12:00 (2時間10分)	講義1 福祉サービス第三者評価の理念と全体像 講義2 福祉サービス第三者評価調査者の役割と倫理	神内秀之介
		13:00～16:00 (3時間)	講義3 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの概要	
		16:00～17:30 (1時間30分)	講義4 書面審査・訪問調査の基本的な考え方と留意点 講義5 報告書の記載方法と公表の方法	
第2日 (9月15日/日)	分野別 研修課程	9:30～12:00 (2時間30分)	【障がいコース】 障害者・児施設における第三者評価基準の理解	小野寺さゆみ
			【保育所コース】 保育所における第三者評価基準の理解	加藤正樹
			【高齢者福祉コース】 高齢者施設における第三者評価基準の理解	神内秀之介
			【救護コース】 救護施設における第三者評価基準の理解	右京昌久
			【児童館・放課後児童健全育成コース】 救護施設における第三者評価基準の理解	岡田賢宏
		12:00～13:00	昼食・休憩	
		13:00～17:30	【障がいコース】	小野寺さゆみ
			【保育所コース】	加藤正樹
			【高齢者福祉コース】	神内秀之介
			【救護コース】	右京昌久
【児童館・放課後児童健全育成コース】	岡田賢宏			
第3日	分野別 実習	9:30～17:30 (うち昼食・休憩あり)	実習1 (コース別) ①障がい者 ②保育所 ③高齢者福祉 (介護老人福祉施設) ④救護 ⑤児童館・放課後児童	※事務局は同伴しません。各実習グループで運営します。 ※実習グループによる訪問調査実習 (実地研修) 参照 ※実習日は、2日目の演習時に調整
		9:30～12:00 (演習2)	①障がい ②保育所 ③高齢者福祉 (介護老人福祉施設) ④救護 ⑤児童館・放課後児童	各ファシリテーター
第4日 (11月2日/土)	総括	12:00～13:00	昼食・休憩	
		13:00～16:30	まとめ (各グループ発表と講評)	各ファシリテーター
		16:40～16:45	閉講式	
		17:00～17:25	修了試験	研修事務局

※ コースによっては実習を他のコースで実施する場合があります (希望が9名未満の場合等)。

## 実習 グループによる訪問調査実習（実地研修）

### ■ 訪問調査実習当日の流れ（おおよその目安）

時間	内容	備考
10:00	集合・挨拶・自己紹介 (名刺交換の必要はありません)	グループ責任者が主導
10:05～10:40	施設見学	
10:40～12:00	下位グループ1（評価対象Ⅰ・Ⅱ）のヒアリング	
12:00～12:45	昼食休憩	指定された場所で喫食
12:45～13:45	下位グループ2（評価対象Ⅲ）のヒアリング	
13:45～15:00	下位グループ3（サービス内容評価基準、付加基準）のヒアリング	
15:00～16:00	実習グループによる合議と実習のまとめ	グループ責任者が主導
16:00	終了・挨拶・解散	グループ責任者が主導

### ■ 実習におけるグループ責任者（主任調査員役）の役割

第三者評価は、複数の評価調査者によって実施されます。したがって、グループ全体を統括する調査責任者（主任調査員）を必要とします。

調査責任者の役割は評価機関によって異なると思いますが、今回の訪問調査実習では、①事業所におけるヒアリング時に評価全体に関わる説明をする役割、②訪問調査の全体的な流れを管理する役割、③緊急時等の際に指示連絡をする役割をお願いします。

内容は、以下のとおりです。

<事前連絡>

○ 事前に施設に電話連絡し、実習に行く旨を挨拶する（訪問人数なども伝えること）。そして、実習の留意事項について確認する。

※ 今回の実習先の電話連絡先は、実習施設一覧に記載しています。

○ 事業所内の視察時の留意事項の確認

・ 事業者内の視察時の名札着用の是非や服装について確認の方がよいでしょう。

サービス利用者の緊張を呼ぶので、名札の着用はしないことを要求されることもあります。上記と同様の理由で、スーツは避けて欲しいと言われることもあります。

<当日>

○ グループリーダー自己紹介後、メンバーの紹介をリードする。

○ ヒアリング当日のタイムスケジュールの説明とその後のタイムキーパーを担当する。

○ 最後の合議を司会としてリードする。

※主任調査員役は、事前に事務局よりご依頼調整します。

※実習日は、2日目の演習時にグループで調整後、さらに実習施設と調整後に決定します。

<別表2> 受講対象者の要件

a 組織運営系	(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者 ※1
	(2) 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	常勤職員が20人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者 ※1
b 福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者 ※2
		イ 上記以外の資格で、機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 ※2
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者 ※2
	(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	ア 福祉、医療、保健分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2
イ 民間企業や非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2		

<受講資格要件を証明する書類>

「勤務証明書」と、福祉系の資格がある場合は「資格証」の写しを提出すること。

- ※1 20人以上の組織を統括している(又はしていた)ことの客観的な証明となる書類を確認します。具体的には、勤務証明書の他に事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿の写しなどが考えられます。申請者の申告のみでは認めません。
- ※2 資格取得後に3年以上経験を有することが必要です。資格証、勤務証明書などを提出いただき確認します。なお、(主任)介護支援専門員資格・相談支援専門員資格がある方については経験年数の証明は必要ありませんので、資格証の写しだけで結構です。

注1: 継続研修修了者で、専門領域の拡大を目指す方は受講資格を証明する書類の提出は必要ありません。

注2: 継続研修修了者で評価調査者資格を拡大したい方(aまたはbからcへ)は、拡大したい資格要件の必要書類(上記※1または※2)を添付して下さい。

注3: 上記全ての受講資格要件について資格証、経歴書を元に、審査委員会で審査の上、受講資格を決定します。なお、経験年数は受講申込日現在とします。